

(証券コード1882)
平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目3番7号
東亜道路工業株式会社
取締役社長 新谷 章

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分迄に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社7階会議室
3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第110期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第110期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ） 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.toadoro.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策により、企業業績の改善や雇用・所得環境に改善が見られるなど、国内景気は全体として緩やかな回復基調で推移しておりますが、新興国の成長の減速懸念等により、先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループの主要事業であります道路建設業界におきましては、民間設備投資に持ち直しの動きがみられるものの、労務費や資機材価格の上昇の影響もあり、経営環境は引続き厳しい状況のもと推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度の受注高は106,389百万円（前期比2.1%減）、売上高は96,586百万円（同比15.0%減）となりました。

損益につきましては、営業利益は5,487百万円（同比0.9%減）となり、経常利益は5,412百万円（同比10.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,139百万円（同比23.6%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	舗装工事	12,822	59,237	50,664	21,395
	土木工事	6,278	14,068	12,837	7,508
	計	19,100	73,305	63,502	28,904
製造販売・環境事業等		—	33,084	33,084	—
合 計		19,100	106,389	96,586	28,904

(建設事業)

当連結会計年度の受注高は73,305百万円（前期比5.4%増）となりました。また、完成工事高は63,502百万円（同比14.8%減）となり、次期繰越高は28,904百万円（同比51.3%増）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事

受注先	工 事 名	工事場所
中部国際空港(株)	南側地区エプロン整備工事(その3)	愛 知 県
西日本高速道路(株)	松山自動車道 愛媛高速道路事務所管内舗装補修工事	愛 媛 県
東日本高速道路(株)	東関東自動車道 千葉管理事務所管内舗装補修工事	千 葉 県
国土交通省	平成27年度 上罇沢地区改良舗装工事	岩 手 県
国土交通省	H27・28 船橋維持工事	千 葉 県
東京都	大田区西蒲田二丁目2番地先から同区西蒲田一丁目3番地 先間配水小管布設替工事	東 京 都
草津市役所	草津川跡地整備工事(区間5)	滋 賀 県

当連結会計年度の主な完成工事

受注先	工 事 名	工事場所
東日本高速道路(株)	首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事	千 葉 県
タイ王国 運輸省道路局	タイ王国 東部外環状道路(国道9号線)改修計画	タイ王国
東京港埠頭(株)	平成26年度 中防外コンテナターミナルY2 ^ハ RTG走行版等製作工事 (修)舗装改修工事2-105	東 京 都
国土交通省	小松地区舗装工事	東 京 都
国土交通省	総社一宮バイパス一宮地区舗装第2工事	宮 城 県
国土交通省	大和御所道路天理地区舗装工事	岡 山 県
		奈 良 県

(製造販売・環境事業等)

当連結会計年度の売上高は33,084百万円（前期比15.4%減）となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,194百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等における合理化、若しくは能力増強を目的とした設備投資に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、海外経済減速の影響などから企業の業況改善が一服する中でも、政府による各種政策の推進により、個人消費やこれまで抑制してきた設備投資の顕在化が続くなど、堅調な民需に支えられた景気回復が期待されます。しかしながら、国際政治情勢、金融・商品市場の動向、又、国内事情においては、労務費、資機材価格の上昇圧力の高まり、あるいは物流費用の上昇等、当社グループを取り巻く環境は、今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループのもつ高い技術力、豊富な工法、高い製品開発力を駆使し、受注確保のための技術提案力を高め、それら情報を共有化することで、グループ全体の総合力の向上に取り組みます。併せて、環境の変化に即応できる柔軟

な経営体質の構築や適正な経営資源の配分、さらにリスク管理能力を高めることにより、持続的な収益力の強化に全力を尽くしていく所存であります。

なお、当社および当社関係者は、平成28年2月29日付けで、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されております。

また、平成28年3月24日には、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けております。

当社は、法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様やお取引先をはじめご関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、昨年1月の公正取引委員会の立入調査を受けてからこれまで、コンプライアンス経営の強化に向けて、社内体制の見直し、教育研修活動に努めてまいりました。今回の事態を厳粛に受け止め、今後につきましても、役職員一同、法令を遵守した事業活動の実施に向けて、全力を挙げての信頼の回復に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第107期 平成24年度	第108期 平成25年度	第109期 平成26年度	第110期 (当連結会計年度) 平成27年度
受 注	高 百万円	105,597	123,107	108,660	106,389
売 上	高 百万円	105,991	118,848	113,663	96,586
営 業 利 益	百万円	4,413	6,825	5,538	5,487
経 常 利 益	百万円	4,298	6,711	6,016	5,412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円	2,724	4,121	4,110	3,139
1株当たり当期純利益	円	54.92	81.20	81.00	61.89
総 資 産	百万円	74,291	80,097	80,156	81,193
純 資 産	百万円	24,495	28,108	32,740	35,008

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、(株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング等22社であります。重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は22社、持分法適用関連会社は1社で、23社の連結となっております。なお、ほかに持分法非適用関連会社が1社あります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社22社並びに関連会社2社で構成されており、建設事業を中核に、関連する建設材料の製造販売・環境事業等を主たる事業内容としております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業のセグメントは、以下のとおりであります。

建設事業 舗装工事、スポーツ施設工事、造園工事、地盤改良工事、河川改修工事、特殊浚渫埋立工事等の土木工事、建築物の解体工事、コンサルタント業務等

建設材料等の製造販売事業・環境事業等

アスファルト乳剤、改質アスファルト、アスファルト合材、リサイクル骨材、砕石等の製造・販売、建設廃棄物の中間処理、汚染土壌の調査・浄化処理等

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	東京都港区六本木七丁目3番7号		
支 社	北海道支社（札幌市）	東北支社（仙台市）	
	北陸支社（新潟市）	関東支社（東京都港区）	
	中部支社（名古屋市）	関西支社（大阪市）	
	中四国支社（広島市）	九州支社（福岡市）	
支 店	宮城支店（仙台市）	東京支店（東京都港区）	
	横浜支店（横浜市）	千葉支店（千葉市）	
	茨城支店（つくば市）	北関東支店（川越市）	
	名古屋支店（名古屋市）	四国支店（西条市）	
営 業 所	札幌営業所	岩手営業所	下越営業所
	兵庫営業所	広島営業所	福岡営業所
	熊本営業所等		
	全国44営業所		
工 場	アスファルト乳剤工場	横浜工場等	全国24工場
	アスファルト合材工場	鹿嶋合材工場等	全国46工場
	技術研究所（つくば市）		

② 子会社

(株)アスカ（東京都港区）、(株)東亜利根ボーリング（東京都港区）等22社

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,466 名	増 33 名

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	935 名	増 8 名	46.0 才	21.0 年
女性	42	増 3	45.7	20.3
計又は平均	977	増11	46.0	21.0

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	3,475
株式会社りそな銀行	2,425
株式会社三井住友銀行	1,413
株式会社三菱東京UFJ銀行	780
株式会社みずほ銀行	750

百万円

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191,042,000株
- (2) 発行済株式の総数 50,720,167株（自己株式1,480,072株を除く）
- (3) 株主数 5,471名（前期末比 733名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,380	10.60
株式会社横浜銀行	2,407	4.74
株式会社三井住友銀行	2,072	4.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,048	4.03
東亜道路取引先持株会	1,416	2.79
東亜道路従業員持株会	1,405	2.77
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	1,333	2.62
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1,296	2.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,288	2.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,200	2.36

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	吉原 健一	内部統制委員会委員長、技術本部長、 経営企画室長、監査室担当
※取締役	丸尾 和廣	管理本部長、安全環境品質部担当、 企業倫理推進室担当、中央安全衛生委員会委員長
取締役	森下 協一	企画営業本部長、工務本部長、建築部長、 土木部長、労働時間等設定改善委員会委員長
取締役	新谷 章	製品事業本部長、合材部長、関係事業部担当
取締役	志田 至朗	弁護士
常勤監査役	瀬之上 泰久	
常勤監査役	森 信一	ケイヒン株式会社 社外監査役
監査役	神 洋明	弁護士

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役志田至朗氏は、社外取締役であります。

3. 常勤監査役森 信一氏、監査役神 洋明氏は、社外監査役であります。

4. 常勤監査役瀬之上泰久氏は、昭和48年から平成17年までの期間、国土道路株式会社及び当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任（平成27年6月26日）

取締役 志田至朗

(2) 退任（平成27年6月26日）

取締役 中村 浩

(3) 辞任（平成28年2月22日）

取締役 川内 正

※川内 正氏の辞任時の担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりであります。
（企画営業本部長、安全環境品質部担当、企業倫理推進室担当、中央安全衛生委員会委員長）

6. 社外取締役1名、社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役志田至朗氏、常勤監査役瀬之上泰久氏、森信一氏および監査役神洋明氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	116百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	38百万円 (21百万円)

(注) 1. 株主総会決議による役員報酬限度額

(使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)

取締役分：年額200百万円 監査役分：年額60百万円

2. 平成28年3月末日現在の支給人員は取締役5名、監査役3名です。上記支給人員と相違しているのは、平成27年6月26日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び平成28年2月22日に辞任した取締役1名を含んでいるためであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 任 先 及 び 兼 任 内 容
志 田 至 朗	弁護士
森 信 一	ケイヒン株式会社 社外監査役
神 洋 明	弁護士

(注) 当社と社外監査役森 信一氏が社外監査役として就任しているケイヒン株式会社とは、取引関係はありません。

社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
志 田 至 朗	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
森 信 一	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会16回のうち16回に、監査役会9回のうち9回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行っております。
神 洋 明	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会16回のうち14回に、監査役会9回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	48百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなど職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

イ. 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

ロ. 業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由

イ. 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財

- 務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ロ. 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を定めており、その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動指針」「行動規範」を定めます。

ロ. 当社は公正、透明、自由な競争を通じた企業活動を行うことを旨とし、企業倫理の徹底と法令遵守に努め、刑法、独占禁止法等の関連法令に違反することのないよう体制の強化をはかります。

ハ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や運用方針の策定を行います。

ニ. 当社は、コンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。

ホ. 内部監査部門は、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施します。

ヘ. 経理部門は、経理規程等に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備します。

ト. 当社は、「公益通報規程」を定め、コンプライアンス上疑義がある場合又はその恐れがある場合は、グループ会社を含む使用人が通報あるいは相談する専用の窓口を設けます。なお、公益通報者保護法に基づき、通報者に対し不利益な取り扱いはいたしません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ. 当社及びグループ会社は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、文書の適切な保存及び管理を行います。

ロ. 情報の管理については「情報システム管理規程」に基づき、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社を含めた各業務部門でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めます。

ロ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする「対策本部」を組織し、リスクへの対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

ハ. 安全衛生、環境面のリスクにおいては「中央安全衛生委員会」で総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。

二. 内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険ある業務執行行為を発見した場合は、「内部統制委員会」並びに監査役に報告するとともに、改善策の策定を求めることができますものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会の監督機能の強化と効率的な運営を確保するため執行役員制度を採用します。

ロ. 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行います。

ハ. 当社は、業務執行取締役及び本社執行役員をメンバーとする「本社役員会」を毎月1回開催し、取締役会に付議される事項、その他の重要な業務執行に関する事項について審議します。

ニ. 当社は、「執行役員会」を年4回以上開催し、経営計画の執行状況に関する本社及び支社相互間の報告若しくは協議を行います。

⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上を図ります。

ロ. 当社は、グループ会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社各社の運営方針を策定します。

ハ. 当社は、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、毎月、営業成績、財務状況その他の重要な情報について関係資料の提出を求めます。

ニ. 当社は「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体でリスクの把握、管理を行います。

ホ. 当社は、「公益通報規程」を定め、グループ会社を含めコンプライアンス体制の強化をはかります。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告するものとします。

ロ. 監査室スタッフの人事（異動、評価等）については、人事担当役員と監査役が事前に意見交換を行うものとします。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

⑧監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会等に出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができますものとします。

ロ. 取締役社長と監査役との定期的会合を年2回実施して意見交換を行います。

ハ. 取締役は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。

ニ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理部門との情報交換を行うなど連携をはかります。

ホ. グループ会社の役員及び使用人は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。

ヘ. 当社は、グループ会社を含めた「公益通報規程」の定めにより、監査役に情報が報告されるものとします。

⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。

ロ. 当社は、反社会的勢力の排除の方針を「倫理行動指針」「行動規範」に定め、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知をはかります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項のほか、業務執行に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務執行取締役より業務の執行の状況についての報告を受け、取締役の職務の執行の監督を行っております。

②コンプライアンス体制について

イ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス経営を一層推進し、組織内に周知徹底するため、現行の「企業倫理推進委員会」を発展的に改組し、取締役又は執行役員で構成する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクションならびに支社に「コンプライアンス・リーダー」を配置しました。

法務・コンプライアンス部と連携してコンプライアンスに関する諸問題の取組状況の確認、評価、改善指示を実施しております。

ロ. 法務・コンプライアンス部

コンプライアンス体制の強化と再発防止等の企画、立案、実施、並びに独占禁止法を中心とした社内相談窓口の専門部署として、法務・コンプライアンス部を設置しました。

ハ. 取締役及び使用人に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの理解と意識の向上をはかっております。

また、企業倫理推進室・常勤監査役及び東亜道路労働組合に窓口を設けることにより、違法行為が行われ、又は行われようとしていることを知ったときは、直接通報又は相談できる体制を作っています。

③ リスク管理について

「リスク管理基本方針」に基づき、経営上のリスク、コンプライアンスに関わるリスクの洗い出しを定期的実施し、リスクの特定及び対応策の策定・検証を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、「リスク管理規程」に基づき、災害を想定した訓練も定期的に行っております。

④ グループ管理体制について

グループ会社は、当社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上をはかっております。

当社は、グループ会社を含めた社会的責任を「倫理行動指針」、「行動規範」に定めるとともに、「公益通報規程」を含めたコンプライアンス体制の向上や、「リスク管理基本方針」の定めによるリスク管理の強化をはかっております。

また、当社はグループ会社の運営方針を策定するとともに、適時、経営内容を的確に把握するための情報について関係資料の提出を求め、経営上の重要な情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役社長との定期的な意見交換の他、会計監査人や監査室等との連携をはかっており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を、安定的な成長の実現に向け、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるとともに、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	58,045	流動負債	39,179
現金及び預金	14,667	支払手形・工事未払金等	24,023
受取手形・完成工事未収入金等	31,591	短期借入金	4,847
未成工事支出金	8,181	1年内償還予定の社債	30
商品及び製品	552	未払法人税等	1,617
仕掛品	122	未成工事受入金	4,669
材料貯蔵品	1,015	完成工事補償引当金	40
繰延税金資産	819	工事損失引当金	638
その他	1,256	独占禁止法関連損失引当金	382
貸倒引当金	△160	その他	2,929
固定資産	23,147	固定負債	7,005
有形固定資産	20,372	長期借入金	4,490
建物及び構築物	3,726	繰延税金負債	354
機械装置及び運搬具	3,028	再評価に係る繰延税金負債	1,062
土地	12,595	退職給付に係る負債	391
リース資産	678	資産除去債務	51
その他	343	その他	656
無形固定資産	161	負債合計	46,185
投資その他の資産	2,613	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,660	株主資本	33,472
長期貸付金	433	資本金	7,584
退職給付に係る資産	40	資本剰余金	6,956
繰延税金資産	96	利益剰余金	19,281
その他	557	自己株式	△349
貸倒引当金	△174	その他の包括利益累計額	863
		その他有価証券評価差額金	518
		土地再評価差額金	692
		退職給付に係る調整累計額	△347
		非支配株主持分	672
資産合計	81,193	純資産合計	35,008
		負債純資産合計	81,193

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	96,586
売上原価	84,248
売上総利益	12,338
販売費及び一般管理費	6,851
営業利益	5,487
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	56
フアクタリン グ料	11
受取補償金	2
受取保の他	23
その他	58
営業外費用	
支払利息	136
金融手数料	71
その他	31
経常利益	5,412
特別利益	
固定資産売却益	26
投資有価証券売却益	23
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	76
減損損失	21
独占禁止法関連損失引当金繰入額	382
その他	10
税金等調整前当期純利益	4,968
法人税、住民税及び事業税	1,764
法人税等調整額	△46
当期純利益	3,251
非支配株主に帰属する当期純利益	111
親会社株主に帰属する当期純利益	3,139

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,584	6,956	16,803	△343	30,999
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△659		△659
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,139		3,139
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額			△1		△1
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	2,478	△5	2,472
当 期 末 残 高	7,584	6,956	19,281	△349	33,472

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	595	631	△46	1,180	560	32,740
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△659
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,139
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額						△1
自 己 株 式 の 取 得						△5
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△76	60	△300	△317	111	△205
当 期 変 動 額 合 計	△76	60	△300	△317	111	2,267
当 期 末 残 高	518	692	△347	863	672	35,008

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称 (株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称 1社 (株)県南

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

(株)ミヤギレキセイ

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微なため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(ロ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ) 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。

③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 独占禁止法関連損失引当金 …… 独占禁止法に関連した課徴金等の支払いに備えるため、合理的に見積もれる金額を計上しております。なお、裁判における罰金は、合理的に見積もれないため計上しておりません。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(表示方法の変更)

[連結損益計算書]

営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」(前連結会計年度100万円)は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金（163百万円）の担保に供しております。

投資有価証券 200百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,109百万円

3. 保証債務

従業員の借入に対する保証債務 0百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△2,494百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	減損損失
全社	遊休資産	土地	21百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。

なお、当社グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等に基づいて算出しております。

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 52,200,239株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

平成27年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 659百万円
- ②1株当たりの配当額 13円
- ③基準日 平成27年3月31日
- ④効力発生日 平成27年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の原資 利益剰余金
- ②配当金の総額 507百万円
- ③1株当たりの配当額 10円
- ④基準日 平成28年3月31日
- ⑤効力発生日 平成28年6月30日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	14,667	14,667	—
(2)受取手形・完成工事未収入金等	31,591	31,591	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,252	1,252	—
(4)長期貸付金	433		
貸倒引当金(*)	△165		
	268	308	39
資産計	47,779	47,819	39
(1)支払手形・工事未払金等	24,023	24,023	—
(2)短期借入金	4,847	4,851	4
(3)1年内償還予定の社債	30	30	0
(4)長期借入金	4,490	4,508	18
負債計	33,391	33,414	23
デリバティブ取引	—	—	—

(*)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	450	1,163	712
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	111	89	△22
合	計	562	1,252	689

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、並びに(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 1年内償還予定の社債

当社グループの発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を同様の新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,455	1,525	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額344百万円)、関連会社株式(同計上額63百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から20～30年と見積り、割引率は1.9～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	51百万円

VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要
当社及び一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸している土地等を有しております。
2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
1,814	△30	1,784	2,096

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△170百万円であります。

2. 主な変動

土地の減損による減少	21百万円
資産の償却による減少	10百万円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、50百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 676円96銭
- 1株当たり当期純利益 61円89銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	3,139百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,139百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	50,725千株

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,686	流動負債	36,966
現金及び預金	13,143	支払手形	10,002
受取手形	6,489	工事未払金	6,144
完成工事未収入金	14,463	買掛金	2,644
売掛金	5,059	短期借入金	5,684
未成工事支出金	7,247	1年内償還予定の社債	30
商品及び製品	278	1年内返済予定の長期借入金	2,524
材料貯蔵品	459	未払金	1,390
短期貸付金	105	未払費用	1,329
前払費用	136	未払法人税等	1,239
繰延税金資産	738	未払消費税	235
未収入金	573	未成工事受入金	3,983
信託受益権	11	完成工事補償引当金	35
営業外受取手形	1,770	工事損失引当金	618
その他	284	独占禁止法関連損失引当金	382
貸倒引当金	△75	その他	722
固定資産	22,729	固定負債	6,512
有形固定資産	18,064	長期借入金	4,490
建物及び構築物	3,126	再評価に係る繰延税金負債	1,062
機械装置及び運搬具	2,584	資産除去債務	38
工具、器具及び備品	267	繰延税金負債	422
土地	11,541	長期預り保証金	134
リース資産	506	その他	364
その他	38	負債合計	43,478
無形固定資産	120	純資産の部	
ソフトウェア	64	株主資本	28,949
電話加入権	21	資本金	7,584
その他	34	資本剰余金	6,255
投資その他の資産	4,544	資本準備金	5,619
投資有価証券	1,114	その他資本剰余金	636
関係会社株式	2,263	利益剰余金	15,458
長期貸付金	496	利益準備金	906
破産更生債権	14	その他利益剰余金	14,552
長期前払費用	77	固定資産圧縮積立金	194
会員権	34	別途積立金	12,107
前払年金費用	541	繰越利益剰余金	2,250
その他	169	自己株式	△349
貸倒引当金	△166	評価・換算差額等	987
資産合計	73,415	その他有価証券評価差額金	295
		土地再評価差額金	692
		純資産合計	29,936
		負債純資産合計	73,415

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高 完 成 工 事 高 製 品 売 上 高 そ の 他 の 営 業 収 入	52,262 17,771 3,691	73,725
売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 製 品 売 上 原 価 そ の 他 の 原 価	47,199 15,367 2,516	65,083
売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 製 品 売 上 総 利 益 そ の 他 の 売 上 総 利 益	5,062 2,403 1,175	8,642
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,684	4,684
営 業 利 益		3,957
営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 経 営 指 導 料 そ の 他	19 47 42 64	173
営 業 外 費 用 支 払 利 息 金 融 手 数 料 そ の 他	198 71 22	292
経 常 利 益		3,837
特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益	20 23	43
特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 損 固 定 資 産 除 却 損 減 損 損 失 独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 上 入 額	3 69 15 382	470
税 引 前 当 期 純 利 益		3,410
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額		1,226 △54
当 期 純 利 益		2,238

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	7,584	5,619	635	6,255	906	192	8,907	3,874	13,880
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立							3,200	△3,200	—
剰余金の配当								△659	△659
当 期 純 利 益								2,238	2,238
固定資産圧縮積立金の積立						4		△4	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	—
土地再評価差額金取崩額								△1	△1
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	1	3,200	△1,624	1,577
当 期 末 残 高	7,584	5,619	636	6,255	906	194	12,107	2,250	15,458

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△343	27,377	370	631	1,002	28,379
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△659				△659
当 期 純 利 益		2,238				2,238
固定資産圧縮 積立金の積立		—				—
固定資産圧縮 積立金の取崩		—				—
土地再評価差額金 取 崩 額		△1				△1
自己株式の取得	△5	△5				△5
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△75	60	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△5	1,572	△75	60	△15	1,557
当 期 末 残 高	△349	28,949	295	692	987	29,936

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金 個別法に基づく原価法
- ② 商品及び製品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 材料貯蔵品 総平均法に基づく原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 独占禁止法関連損失引当金 …… 独占禁止法に関連した課徴金等の支払いに備えるため、合理的に見積もれる金額を計上しております。なお、裁判における罰金は、合理的に見積もれないため計上しておりません。
- ⑤ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。
なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- | | | |
|-------|----|--------|
| ヘッジ手段 | …… | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 | …… | 借入金の利息 |
- ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。
- (7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金（163百万円）の担保に供しております。
投資有価証券 200百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

24,764百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 414百万円 短期金銭債務 4,817百万円
長期金銭債権 70百万円

(4) 保証債務

銀行借入等の保証債務 806百万円
商取引に対する保証債務 517百万円
従業員の借入に対する保証債務 0百万円

計 1,324百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,494百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,439百万円

仕入高 6,344百万円

営業取引以外の取引高 138百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	減損損失
全社	遊休資産	土地	15百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能性額まで減損しております。

なお、当社の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等に基づいて算出しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,480,072株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	74百万円
未払賞与	348百万円
未払事業税	89百万円
会員権評価損	17百万円
投資有価証券評価損	247百万円
固定資産	246百万円
その他	329百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,351百万円
評価性引当額	△546百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	805百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△85百万円
前払年金費用	△165百万円
その他	△238百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△489百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	315百万円

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債 1,062百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割等	2.5%
過年度法人税額	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0%
評価性引当額	0.8%
試験研究費等の税額控除	△3.6%
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が29百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が34百万円、固定資産圧縮積立金が4百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円それぞれ増加しております。

また、土地再評価差額金が59百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債が同額減少しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱アスカ	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	288	短期借入金	905
				支払利息	17		
				銀行借入に対する債務保証	300	—	—
				商取引保証	517	—	—
				材料等の購入	3,472	工事未払金等	126

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 金融機関等からの要請に基づき債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- 取引先からの要請に基づき仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 590円23銭
- 1株当たり当期純利益 44円13銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	2,238百万円
普通株式に係る当期純利益	2,238百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	50,725千株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 克 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 村 哲	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 秀 敬	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 克 之 ㊞
指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島 村 哲 ㊞
指有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 秀 敬 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 110 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに

連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の東日本高速道路株式会社発注工事の入札に関する独占禁止法に係る件については、監査役会としましては、当社グループ全体で再発防止策及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 5 月 13 日

東亜道路工業株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬之上泰久 ⑩

常勤社外監査役 森 信一 ⑩

社外監査役 神 洋明 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第110期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は507,201,670円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,700,000,000 円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,700,000,000 円
---------	-----------------

第2号議案 取締役6名選任の件

平成28年5月13日をもって代表取締役吉原健一氏が取締役を辞任いたしました。また、取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	新谷 章 (昭和33年 3月20日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社製品事業部合材部長 平成23年4月 当社執行役員製品事業本部合材部長 平成25年6月 当社取締役執行役員製品事業本部合材部長 平成27年4月 当社取締役執行役員製品事業本部長 兼合材部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員製品事業本部長 平成28年5月 当社代表取締役社長兼技術本部長 現在に至る 担当 内部統制委員会委員長、監査室担当	9,000株
2	丸尾 和廣 (昭和24年 12月20日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社関西支社管理部長 平成18年4月 当社九州支社管理部長 平成19年6月 当社取締役執行役員管理部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 兼製品事業本部長 平成27年4月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 平成28年4月 当社代表取締役専務執行役員CSR推進部長 現在に至る 担当 管理本部担当、コンプライアンス担当	52,000株
3	森下 協一 (昭和31年 9月22日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社東北支社工務部長 平成21年4月 当社執行役員中国支社長 平成24年4月 当社執行役員工務本部工務部長 平成25年6月 当社取締役執行役員工務本部長 平成26年4月 当社取締役執行役員工務本部長兼建築部長 平成27年4月 当社取締役執行役員工務本部長兼建築部長兼土木部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長 兼工務本部長兼建築部長 平成28年5月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長 兼工務本部長兼建築部長兼製品事業本部長 現在に至る 担当 労働時間等設定改善委員会委員長、関係事業部担当	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	しだしろう 志田至朗 (昭和32年) 3月17日生)	昭和58年4月 東京地方検察庁検事任官 平成2年10月 公正取引委員会事務局官房付検事 平成7年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 平成27年6月 当社取締役 現在に至る	0株
5	たけうちよしひこ 竹内良彦 (昭和34年) 12月24日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社中部支社管理部長 平成22年4月 当社関東支社管理部長 平成26年4月 当社管理本部管理部長 平成27年4月 当社管理本部管理部長兼総務部長 兼広報室長兼企業倫理推進室長 平成28年4月 当社管理本部長 現在に至る	5,000株
6	ほりのうちさとる 堀之内悟 (昭和34年) 7月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年4月 当社九州支社工務部長 平成22年4月 当社工務本部工務部長 平成24年4月 当社関東支社工務部長 平成27年4月 当社工務本部工務部長 現在に至る	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 志田至朗氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由

志田至朗氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としてこれまで培ってこられた経験や見識をもとに、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

志田至朗氏の弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンスに關する相当な知見に基づく専門的な視点を取締役会による経営監督に活用でき、また、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で社外取締役としての職務を遂行できるものと判断します。

(3) 志田至朗氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。

(4) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

志田至朗氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満1年であります。

(5) 社外取締役との責任限定契約について

当社は志田至朗氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、志田至朗氏の再任が承認された場合、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
野 田 雅 之 (昭和34年 2月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社管理部経理部長 平成21年4月 当社管理本部経理部長 現在に至る	6,000株

(注) 1. 上記監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

候補者 野田雅之氏が選任された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

以 上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

